

非常用電源設備設置に係る一般競争入札参加事業者募集について

1. 公告期間 令和6年11月18日(月) ～ 11月25日(月)

2. 契約者 社会福祉法人 天王福社会 理事長 柴田善史

3. 工事概要等

- (1) 工事名称 老人保健施設清溪苑非常用自家発電設備工事
- (2) 工事場所 大阪府茨木市泉原38-1
- (3) 工事概要 災害用LPガス発電機 60KW設置に伴う設備
 - ・LPガス供給設備
 - ・LPガス非常用発電機
 - ・電気設備等
- (4) 工期 令和7年1月上旬～令和7年3月下旬

4. 入札に参加するものに必要な資格

以下に掲げる要件をすべて満足するものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者。

その他、以下の項目にも該当していないこと。

- ①成年被後見人
 - ②民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ③民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④営業の許可を得ていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 府税に係る徴収金を完納していること
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険法について法令で適用が除外されている場合は除く。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (7) 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を公告の日までに受けた者であること。
- (8) 対応業種について、令和5年5月20日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- (9) 公告の日から開札の日までの期間において、建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者であること。
- ①大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ②大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5号の規定による営業停止の命令であつて、大阪府の区域外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を省く。）
- ③大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する法律（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者
- ④大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）
- (10) 入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者。
- (11) 当該法人の理事長又は理事（以下「法人の理事長又は理事等」という。）若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。）が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。
- (12) 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
- (13) 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。
- (14) 大阪府区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。
- (15) 過去5年間に於いて、地方公共団体又は民等で同規模（建設事業）を受注し、完全に履行した等の経歴を有している者。

5. 入札参加資格申請書の手続

(1) 提出書類

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格申請書にあたって（以下「申請書」という。）」を提出し、入札参加資格を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することが出来ない。

(2) 申請書の配布及び提出

ア) 配布期間 令和6年11月18日（月）から11月25日（月）（土、日・祝を除く）

午前10時から午後4時まで

イ) 配布場所 大阪府茨木市泉原38-1

ウ) 提出場所及び期間 ①提出場所 配布場所と同じ（持参のみ受け付けます）

②提出期間 令和6年11月18日（月）～27日（水）

午前10時から午後4時まで

エ) 閲 覧 配布期間中は、図面等の閲覧可

(3) 申請書の内容

- ①入札参加資格等確認申請書(様式1)
- ②資格確認調書(様式2)
- ③完成工事实績調書(様式3)
- ④会社概要・経歴書(書式任意)
- ⑤建築業許可書(写し)

6. 入札参加者の選定

資格確認審査により、入札参加資格を有する業者を選定いたします。資格審査結果は、令和6年12月6日(金)にメール又は電話で御通知すると共に、書面を送付いたします。

7. 工事概要説明

日時：令和6年12月9日(月) 時間は資格審査結果により通知いたします。

場所：大阪府茨木市泉原38-1 老人保健施設 清溪苑

8. 入札

(1) 入札の場所及び日時 令和6年12月20日(金) 午後3時

大阪府茨木市泉原37-6 天王福社会 ほくしん苑 2階会議室

(2) 入札保証金 免除

(3) 予定価格の公表 事前公表はいたしません、入札終了後、老人保健施設 清溪苑 玄関に掲示いたします。

(4) 契約に関する事項

ア) 支払い条件

契約金	工事請負金額の	5%
竣工時(引渡時)	工事請負金額の	20%
最終金	工事請負金額の残額	(補助入金後)

(5) 入札の無効に関する事項

ア) 入札参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

イ) 入札参加業者が2者以上集まらない場合は、公告からやりなおしいたします。

(6) その他必要な事項

ア) 落札者は予定価格以下且つ最低制限価格の間で最も低い価格をもって入札した者とする。

イ) 落札者は入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書(総括票、種目別内訳書及び科目別内訳書)の提出を求めます。

ウ) 入札金額は消費税及び地方消費税を除いた金額を記載して下さい。

エ) 一括下請負による施工は禁止いたします。

オ) 落札者となりうる業者が2社以上ある場合は、必ずくじ引きで落札業者を決定いたします。

(くじを引くことを辞退することはできません。)

カ) 改札の結果、入札価格が入札予定価格を上回る場合は、再度入札を行います。再度入札は1回までとします。

キ) 入札額のすべてが予定価格を上回り入札が不調になった場合は、後日に再公告のうえ改めて入札を行います。

9. その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があれば非指名とします。
- (4) 提出書類に関するお問合せは下記まで。

大阪府茨木市泉原38-1

社会福祉法人 天王福社会 老人保健施設清溪苑 担当 峯松

電話 : 072-649-0111

FAX : 072-649-4038

E-mail : kiyotanien@tenno.or.jp